

令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算不認定に係る措置について

令和5年9月定例会におきまして、令和4年度豊能町一般会計歳入歳出決算が不認定となりました。これを踏まえ、地方自治法第233条第7項の規定により、以下のとおり必要な措置について公表します。

不認定日	不認定の理由	必要な措置
令和5年9月21日	<p>令和4年度に実施したスマートシティ推進事業について以下の理由で不認定とされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員4人を中心に他課と連携して、8つのサービスを進めたが、多くの事業に手を出し、ほとんどの事業が計画どおりに達成できていない。 ・国補助金と企業版ふるさと寄附金で対応し、町の負担はないとのことであったが、企業版ふるさと寄附金が6千万円しか寄附されず、約1億3,500万円が入金されておらず、町の財政に大きな影を落としている。企業版ふるさと寄附金の未入金分は、国からの新型コロナウイルス感染症対策交付金をあてて穴埋めしているが、この交付金は穴埋めするためのものではなく、住民サービスの事業に充当することができたもの。 ・町は寄附されなかった企業版ふるさと寄附金をあきらめていないと発言しているにも関わらず、認定すれば議会が未入金の寄附金を諦めてもよいと認めたことになる。 	<p>今後のスマートシティ推進事業については、以下のとおり必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会で認められた事業については、計画的に取り組むとともに、認められなかった事業についても、計画を見直すなど実施の可能性を検討していきます。 ・令和4年度に寄附されなかった約1億3,500万円の企業版ふるさと寄附金については、継続して寄附を求めていきます。 ・本町で実施するスマートシティ推進事業については、議会への説明を丁寧に行い、議会の意見等を踏まえて、取り組みます。